

<h1>高知県公報</h1>	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号

目 次	ページ
規 則	
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施 (統 計 課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (3件) (漁業管理課)	2
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
正 誤	
○正誤 (平25・6・28付け 目次ほか)	3

-----  
規 則  
-----

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第53号**  
**議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年高知県規則第26号) の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条第5項中「出席委員」を「出席した委員」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第6条中「第8条」を「第8条ただし書」に改める。

第7条の2第1号中「禁鋼」を「禁錮」に改める。

第16条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第20条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条第5項中「出席委員」を「出席した委員」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第21条第2項中「以下」を「次項において」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第22条中「わからない」を「分からない」に改める。

第23条中「職員の旅費に関する条例 (昭和29年高知県条例第36号) の規定により3級の職務の級にある者に支給する額 (日当については、旅行の行程にかかわらず、その定額) に相当する額」を「出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例 (昭和34年高知県条例第2号) の規定の例により旅費」に改める。

別表(2)オ中「皮膚かじよう等」を「皮膚潰瘍等」に改め、同表(4)ウ中「うるし」を「うるし、テレピン油」に改め、同表(4)キ中「びまん性胸膜肥厚」を「び慢性胸膜肥厚」に改め、同表(7)ア、イ、ウ及びエ中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同表(7)シ中「サ」を「セ」に改め、同シを同表(7)ソとし、同表(7)サを同表(7)セとし、同表(7)コ中「骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同コを同表(7)スとし、同スの前に次のように加える。

- サ 1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- シ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表(7)ケ中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同ケを同表(7)コとし、同表(7)クを同表(7)ケとし、同表(7)キ中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同キを同表(7)クとし、同表(7)カを同表(7)キとし、同表(7)オの次に次のように加える。

- カ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

別表付表中「肺気しゅ」を「肺気腫」に、「腎障害」を「腎障害」に、「嗅覚障害」を「嗅覚障害」に、「爪床炎」を「爪床炎」に、「肺肉芽しゅ」を「肺肉芽腫」に、「顎骨え死」を「顎骨え死」に、「そううつ等」を「そう鬱等」に、「筋のせんい性れん縮」を「筋の線維性れん縮」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (次項において「新規則」という。) 別表の規定は、平成25年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 新規則別表の規定は、平成25年10月1日以後に発生した公務上の災害となる公務に起因する疾病について適用し、同日前に発生した公務上の災害となる公務に起因する疾病については、なお従前の例による。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第674号**

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成25年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
平成25年高知県居住生活総合調査拡大調査
- 2 調査の目的  
国土交通省が行う住生活総合調査に加え、本県の住宅課題である、地震対策、空き家活用、高齢者の住まいに対する意識等を把握し、住宅施策立案に資するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡安田町及び北川村、土佐郡土佐町、吾川郡いの町、高岡郡中土佐町、構原町、日高村及び四万十町並びに幡多郡黒潮町
  - (2) 単位  
世帯
  - (3) 属性  
国土交通省が行う平成25年住生活総合調査の対象と同一の客体から抽出した世帯
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 住まいの地震対策に関する事項
      - (ア) 地震発生時の不安の有無
      - (イ) 地震発生時の不安の内容
      - (ウ) 津波浸水予想地域の認知
      - (エ) 避難場所の認知
      - (オ) 避難場所までの不安
      - (カ) 希望する地震対策
    - イ 空き家の活用に関する事項
      - (ア) 住まいが空き家となった際の活用方法
      - (イ) 空き家を活用する際の条件
    - ウ 高齢者の住まい方に関する事項
      - (ア) 高齢者等に配慮したリフォーム
      - (イ) 高齢者が安心して豊かに暮らすため必要なもの
    - エ 民間賃貸住宅又は公的住宅への入居支援に関する事項
      - (ア) 住宅確保要配慮者等の入居を支援するため必要なもの
      - (イ) 入居支援に効果的な情報提供の方法
      - (ウ) 定期借家制度の認知
  - (2) その基準となる期日  
平成25年12月1日
- 5 報告を求める者
  - (1) 数

1, 880世帯（概数）

(2) 選定方法  
平成22年国勢調査の調査区を第1次抽出単位と、当該調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化二段無作為抽出により抽出する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織  
県が市町村を経由して報告を求める。

(2) 調査方法  
調査員調査

7 報告を求める期間  
平成25年11月21日から同年12月27日まで

**高知県告示第675号**  
漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。  
平成25年11月19日  
高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分  
窪津漁業協同組合の地区  
小型定置漁業及び大型定置漁業

**高知県告示第676号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成25年11月19日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名  
南国市 中 沢 勉  
" 細 川 眞  
" 土 居 忠 男

(2) 加入区の名称  
十市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
十市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間  
平成25年11月19日から同年12月3日まで

(2) 縦覧場所  
十市漁業協同組合

**高知県告示第677号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成25年11月19日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名  
高岡郡中土佐町 堀 部 正 彰  
" " 江 崎 和 仁  
" " 青 山 南海児

(2) 加入区の名称  
上ノ加江加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
上ノ加江漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間  
平成25年11月19日から同年12月3日まで

(2) 縦覧場所  
上ノ加江漁業協同組合

**高知県告示第678号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成25年11月19日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名  
高岡郡四万十町 山 崎 規久夫  
" " 山 下 皖 榊  
" " 山 野 上岩雄

(2) 加入区の名称  
志和加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間  
平成25年11月19日から同年12月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合志和支所  
**高知県告示第679号**  
安芸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年11月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成25年11月19日  
高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類  
公共測量（道路計画）

2 作業期間  
平成25年11月6日から平成26年2月20日まで

3 作業地域  
安芸市の一部

-----  
公 告  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成25年11月19日  
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年10月30日 25高西土第1198号	高岡郡佐川町字久万田甲1687番1ほか（2工区）	高岡郡佐川町甲1687番地 佐川町病院事業管理者 和田 幸久

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・6・28	号外36	目次	1	左 (10)	<u>○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の選挙運動の収支報告</u>	<u>○衆議院高知県選出議員選挙の選挙運動の収支報告</u>
		○選挙管理委員会告示	1	右	<u>大石宗後援会</u>	大石宗講演会
平25・7・26	9560付録	目録	2	右 (9)	<u>衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の選挙運動の収支報告</u>	衆議院高知県選出議員選挙の選挙運動の収支報告